第五十七条の二の四の改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の七を第五十七条の二の八とし、第五十七条の二の六を第五十七条の二の七とする。

第五十七条の二の五の改正規定中「改める」を「改め、同条を第五十七条の二の六とする」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の二の五　特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額（同条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一　当該事業年度の法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する税額控除不足額相当額を控除した額

二　当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額

2　特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一　当該事業年度の法第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額控除超過額相当額」という。）から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

二　当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額控除超過額相当額」という。）から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

附則第十八条の八の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

附則第三十六条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項第一号中「第五十三条第一項若しくは」を「第五十三条第一項又は」に改め、「又はその連結事業年度の法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の規定による申告書の提出期限」を削り、同条第五項第一号中「第五十三条第一項後段若しくは第三項」を「第五十三条第一項後段若しくは第二項後段」に、「第三項の規定により」を「第二項後段の規定により」に、「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に改める。

附則第四条第四項の表附則第二十条第五項の項中「次項」を「第五十八条第一項」に、「同条第四項」を「令和二年改正法附則第二十条第四項」に改め、同表に次のように加える。

附則第百二十七条の二第一項	附則第二十条第一項又は第四項	地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた附則第二十条第一項
	第五十七条第二項又は	第五十七条第二項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた
	令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。	令和二年法律第八号
	」と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「、法人税法第五十八条」と	」と
附則第百二十七条の二第二項	同条の	地方税法施行令第二十条の三の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の十一の四の
附則第百二十七条の二第二項第一号	各連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項第一号	各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。次号及び第三号において「旧地方税法施行令」という。）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項第一号
	欠損控除前連結所得金額	欠損控除前所得金額
	連結事業年度が	事業年度が
	連結事業年度を	事業年度を
附則第百二十七条の二第二項第二号	同条第三項第二号に規定する連結欠損金個別帰属額で	個別欠損金額（旧地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた旧法人税法第五十七条第二項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを除く。）で地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた